

## 答申書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

岐阜市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づく費用の徴収の決定処分（以下「本件処分」という。）について

- (1) 審査請求人は、審査請求人に係る保護費が0円であった期間の就労収入、昼食代として天引きされる就労収入等については、申告が不要だと考えていた。
- (2) 本件処分による徴収金額（〇〇円。以下「本件徴収金額」という。）が高額であるため、減額することを求める。
- (3) よって、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁の主張

本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 判断の理由

##### (1) 争点

本件審査請求における争点は、（争点1）審査請求人は法第78条第1項の規定による「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けた者に該当するか、（争点2）本件徴収金額は適法かつ適当な金額なのかである。

##### ア 争点1について

- (ア) 法第78条第1項の規定による「不実の申請その他不正な手段」とは、生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIVの3(1)において、積極的に虚偽の事

実を申し立てることだけでなく、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれているとされ、また、刑法（明治40年法律第45号）第246条の詐欺の罪の構成要件である人を欺罔することよりも広い意味であるとされている（乙第12号証）。すなわち、①法第61条の規定による収入の申告の義務に違反し、②それに故意が認められる場合には、「不実の申請その他不正な手段」に該当する。

(イ) ①法第61条の規定による収入の申告の義務違反の有無

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない（法第4条第1項及び第8条）。そして、法は、被保護者に対し、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出ることを義務付ける（法第61条）等して、保護の制度の前提が守られるようにしている。つまり、法第61条で義務付けられる収入の申告は、実施機関又は福祉事務所長が被保護者の収入をありのまま把握できる内容であることが必要である。

よって、法第61条で申告が義務付けられる「収入」は、現実に増加している金銭等があれば、その種類や原因のいかんを問わずこれに当たる（ただし、保護費は除く。）。

審査請求人は、平成29年4月分から同年9月分に支給された就労収入については2法人の就労収入に係る金額の一部を申告せず、平成29年10月から同年12月分に支給された就労収入については3法人の就労に係る金額を全て申告していない。これらは、現実に増加している金銭であり、「収入」に該当する。

したがって、法第61条の規定による収入の申告の義務に違反があったと言える。

(ウ) ②故意の有無

処分庁は、審査請求人に対し、保護を受ける場合には、法第61条の規定により審査請求人の収入を処分庁に申告する義務があること、不実の申告があった場合は法第78条の規定により審査請求人の得た収入の全額を徴収すること等を説明の上、審査請求人から当該説明を受けた旨を確認する書類である「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」を徴取している（乙第1号証）。

また、審査請求人を含む全ての被保護者の属する世帯に対し、法第61条に規定する収入等の届出の義務等保護を受けている間の必要な事項を記載した「生活保護のしおり」を配布しているところ（乙第2号証）、同しおりには、届出が必要な収入にあらゆる収入が含まれる旨の記載がされている。

かかる事情からすれば、審査請求人は何らかの収入があれば、その種類、原因のいかんを問わず申告する義務があったことを認識して然るべきである。この点、審査請求人は、「不正に収入を少なく申告したと言われた金額は、食堂、売店での昼食代で、後は学費を前払いとしてもらったもので、その件は申告をしなくても天引きなのでいいと思っていました」と主張するが、給与の前払金を申告しなくてもよいと思ったという点は合理的理由もない。また、審査請求人は、食事費、前払金のみならず、給料収入を全く申告していない月もあり、かかる未申告の内容からすると、審査請求人は、申告を失念したのではなく、故意に申告をしなかったものと認められる。

(エ) 以上のことから、審査請求人は、法第78条第1項の規定による「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けた者に該当する。

#### イ 争点2について

法による保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。

したがって、意図的に事実を隠ぺいしたり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである（生活保護手帳別冊問答集2018の13-23）。

この場合においては、「生活保護手帳2018年度版の第8の収入の認定」によれば、就労収入は、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により就労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、就労収入を得るための必要経費としては、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額として認定することとなる。

なお、被保護者が就労収入について過少申告を行っていたことが判明した場合、申告していなかった収入額については必要最小限の実費を除き、全て収入額としてとらえ返還させるが、当初申告された額については過少であっても収入申告されたものであるから無申告とは区別し、申告された額に応じた控除額を認定するものである（生活保護手帳別冊問答集2018の13-23）。

本件についてみると、審査請求人が処分庁に申告すべきであった本件就労収入総額は3法人における給与支払明細書の支給額の合計（〇〇円（A））であり（乙第8号証及び乙第9号証）、本件就労収入控除総額は必要最小限の実費である所得税、通勤費等の合計（〇〇円（B））である（乙第8号証及び乙第9号証）。また、審査請求人からなされた申告に基づく本件収入認定総額は〇〇円（C）（乙第3号証、乙第4号証及び乙第9号証）であり、必要最小限の実費である本件就労収入控除額は〇〇円（D）である（乙第3号証、乙第4号証及び乙第9号証）。

上記を踏まえると、徴収の対象とすべき金額は、 $A - B - (C - D)$ により算出され、〇〇円となる（乙第9号証）。そして、徴収の対象とすべき金額は、既に生活保護費として支給されているため、処分庁は、審査請求人に対し本件処分を行った（乙第10号証）。

以上のことから、本件の事実関係の下において、本件徴収金額は、違法又は不当とすべき事情は見当たらず、適法かつ適当な金額である。

## (2) 結論

よって、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

- 1 令和元年11月13日 諮問
- 2 令和 2年 3月13日 審議
- 3 令和 2年 3月27日 審議
- 4 令和 2年 6月11日 審議
- 5 令和 2年 7月10日 審議
- 6 令和 2年 8月17日 答申

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 争点1について

一件記録によると、処分庁は審査請求人に対し、保護を受ける場合には、法第61条の規定により審査請求人の収入を処分庁に申告する義務があることなどを説明した上、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」（乙第1号証）を徴取し、また「生活保護のしおり」（乙第2号証）を配付するなどし、法第61条に基づく収入の申告等について、一定の説明をしていたことが認められる。かかる事実関係からすると、審査請求人は申告すべき収入の申告義務を認識したうえ、それに反して一部の収入を申告していないと判断されてもやむを得ないと思料する。よって、審査請求人は、法第78条第1項「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けた者に該当するとの判断が不相当とまでは言えない。

### 2 争点2について

審理員意見書の判断の理由に説示されたとおり、本件徴収金額について、違法又は不当とすべき事情は見当たらない。

### 3 結論

以上より、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 付言

法第78条第1項の規定に基づく費用の徴収の決定処分を行う場合は、行政機関の恣意的な判断を抑制し、また、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという理由提示制度の趣旨を踏まえ、当該処分の対象となる者に対し、具体的にどのような事実が同項に規定する不実の申請その他不正な手段に当たるのか（本件処分のように未申告の収入があることを理由として当該処分を行うのであれば未申告として認めた収入の内訳など）を決定通知において摘示することを要望する（行政手続法（平成5年法律第88号）第14条）。

#### 岐阜市行政不服審査会

会長	幅	隆彦
委員	土田	伸也
	寺本	和佳子
	三谷	晋
	南	圭一